

**有田川町**  
**子ども・子育て支援事業計画**

平成 27 年3月

有田川町



# 目 次

---

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 計画の法的根拠.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 有田川町の子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 統計資料からみる現状 .....	6
(1) 人口構造の推移 .....	6
(2) 人口動態の推移 .....	9
(3) 婚姻・離婚等の動向.....	10
(4) 就労の状況.....	11
(5) 園児・児童・生徒数の推移.....	13
(6) 次世代育成行動計画における事業の各年度の実績 .....	15
2 ニーズ調査結果の概要 .....	17
(1) ニーズ調査の概要 .....	17
(2) 調査結果の概要 .....	18
3 有田川町次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 .....	24
(1) みんなで支える子育て支援のまち .....	24
(2) 子育てと社会参加が両立したまち .....	25
(3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち .....	25
(4) 子どもが安全で健やかに育つまち .....	26
4 現状・課題のまとめと今後の方向性 .....	27
第3章 計画の基本理念と施策体系.....	29
1 計画の基本理念.....	30
2 計画の基本目標.....	31
3 施策体系.....	31
第4章 施策の展開 .....	33
1 子どもがのびのびと健やかに育つまち .....	34
(1) 地域子育て支援サービスの充実 .....	34
(2) 母子健康の保持増進.....	35
(3) 小児医療の充実 .....	35
2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち.....	37
(1) 地域ネットワークの確立.....	37
(2) 仕事と家庭の両立支援.....	38

(3) 企業の支援体制整備の啓発.....	38
3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち.....	39
(1) 次代の親を育てる環境づくり.....	39
(2) 生活環境の整備・充実.....	40
(3) 要支援家庭への支援の充実.....	41
 第5章 量の見込み.....	 43
1 子ども・子育て支援新制度について.....	44
2 教育・保育提供区域.....	45
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	45
(1) 教育・保育の必要量の認定.....	45
(2) 教育・保育の量の見込み.....	46
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	47
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	47
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進.....	55
 第6章 計画推進に向けて.....	 57
1 推進体制の考え方.....	58
(1) 推進体制の確立.....	58
(2) 情報提供・周知.....	58
(3) 広域調整や県との連携.....	58
(4) 計画の評価・確認.....	58

## 第1章

# 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は年々進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられます。その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出が進み、低年齢時からの保育ニーズの増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進されています。

有田川町では、平成 22 年 3 月に「有田川町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子育てを地域で応援し、子どもを地域で見守るやさしさのあるまちづくり」を基本理念として、様々な子育て支援や保育サービスの充実を図ってきました。しかし、少子高齢化、女性の社会進出による保育ニーズの増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「有田川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

## 2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、次世代育成支援法に基づく「有田川町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとします。

またこの計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、町の上位計画である「有田川町長期総合計画」との整合を図り策定しています。

### 【子ども・子育て支援法(第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

(年度)							
H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
有田川町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
				評価・ 次期計画策定	次期計画 (平成 32 年度～)		





## 第2章

# 有田川町の子ども・子育てを 取り巻く現状

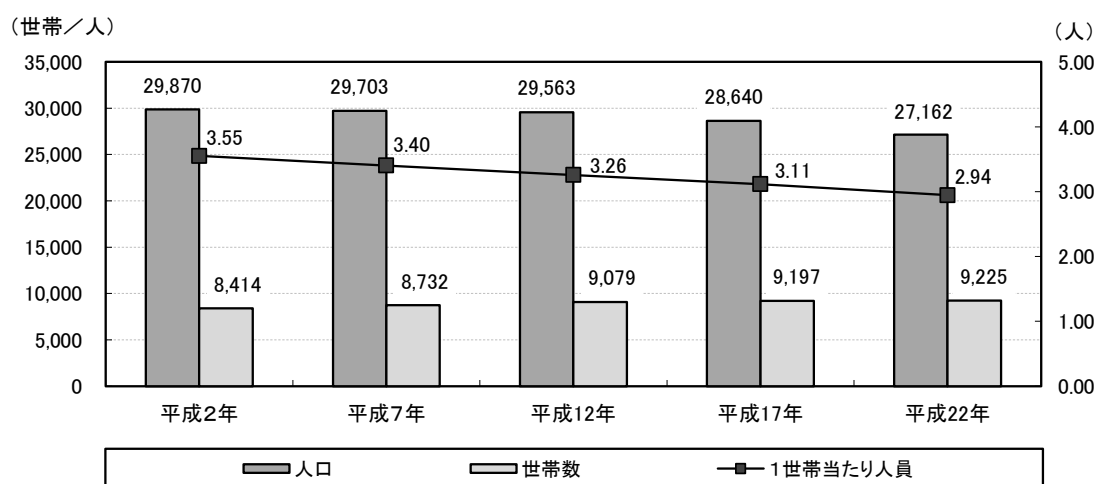
---

# 1 統計資料からみる現状

## (1) 人口構造の推移

### ① 人口と世帯数の推移

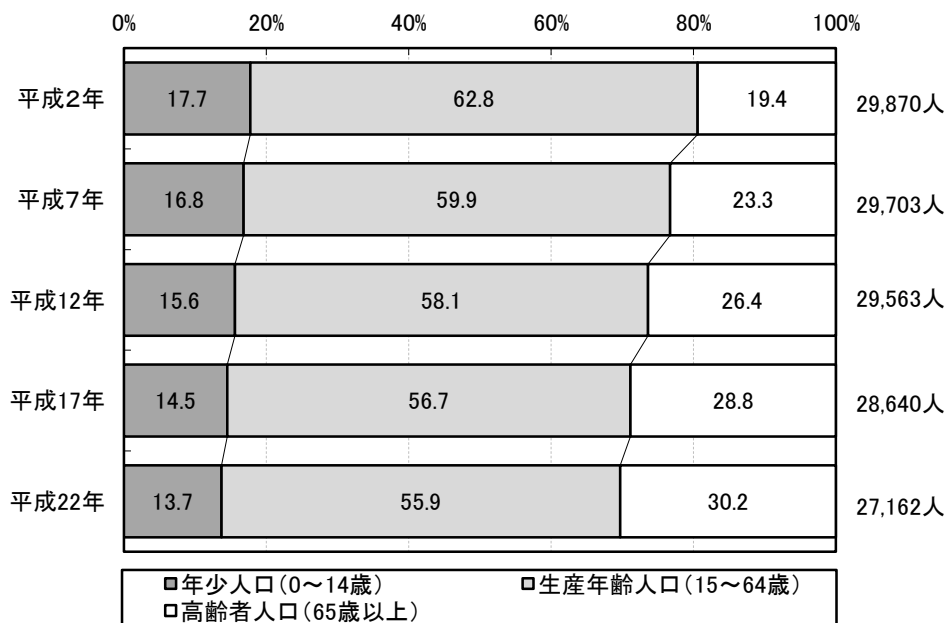
本町の人口と世帯数の推移をみると、「人口」については、平成2年以降減少しており、平成22年には27,162人となっています。一方、「世帯数」については増加傾向で推移しており、平成22年では9,225世帯となっています。また、「1世帯当たり人員」については減少傾向にあり、平成22年では2.94人と、平成2年と比べ0.61人減少しており、核家族化など世帯の小規模化が進行しています。



資料：国勢調査  
注) 右側の数値は1世帯当たり人員

## ② 年齢3区分別人口構成の推移

本町の年齢3区分別人口構成の推移をみると、「年少人口」、「生産年齢人口」の割合はともに減少しており、平成22年には、それぞれ13.7%、55.9%となっています。一方、「高齢者人口」の割合については増加しており、平成22年では30.2%と、平成2年に比べ10.8ポイント増加し、高齢化が進行していることがうかがえます。

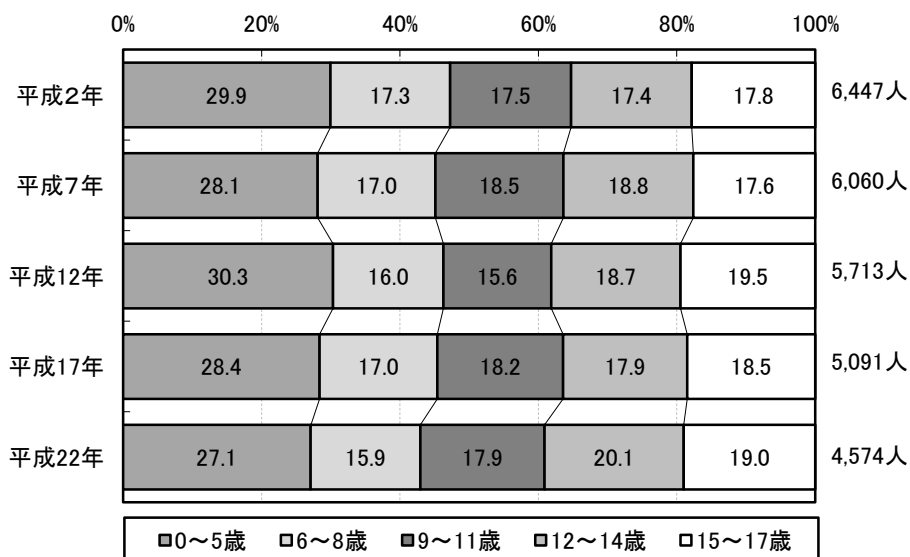


資料：国勢調査

### ③ 年齢別児童人口構成の推移

本町の児童人口総数は年々減少しており、平成22年では4,574人と、平成2年と比較すると1,873人の減少となっています。

また、年齢別児童人口構成の推移をみると、中学生にあたる「12～14歳」の割合がやや増加傾向で推移しています。



資料：国勢調査

(単位：人)

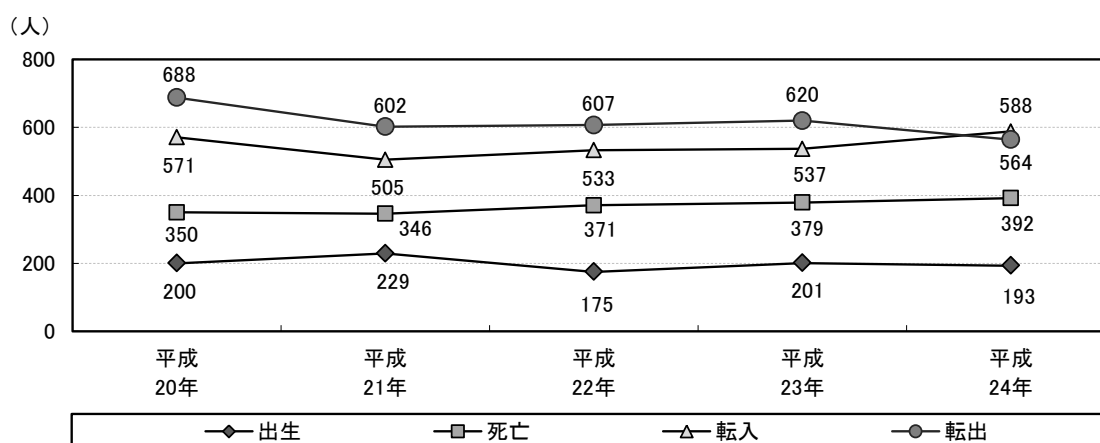
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～5歳	1,930	1,703	1,733	1,446	1,240
6～8歳	1,115	1,032	912	866	725
9～11歳	1,127	1,120	889	925	820
12～14歳	1,125	1,139	1,067	912	921
15～17歳	1,150	1,066	1,112	942	868
総数	6,447	6,060	5,713	5,091	4,574

資料：国勢調査

## (2) 人口動態の推移

### ① 自然動態・社会動態の推移

近年の人口動態の推移をみると、自然動態、社会動態ともに増減を繰り返しています。出生数は、平成21年をピークに増減し、平成24年には193人となっています。一方で、死亡数は出生数を上回る人数で毎年増加しています。転入数、転出数ともに平成21年から平成23年まで増加し、平成24年には転出数が減少しています。



資料：国勢調査

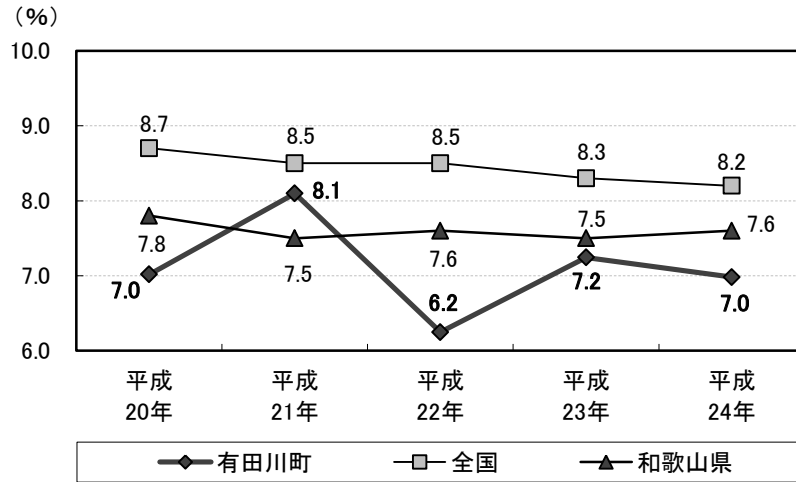
(単位：人)

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成20年	200	350	-150	571	688	-117
平成21年	229	346	-117	505	602	-97
平成22年	175	371	-196	533	607	-74
平成23年	201	379	-178	537	620	-83
平成24年	193	392	-199	588	564	24

資料：国勢調査

## ② 出生率（人口千対）の推移

出生率（人口千対）の推移をみると、平成 21 年には一時的に和歌山県を上回りましたが、平成 24 年には 7.0 となり、和歌山県より 0.6 ポイント下回っています。

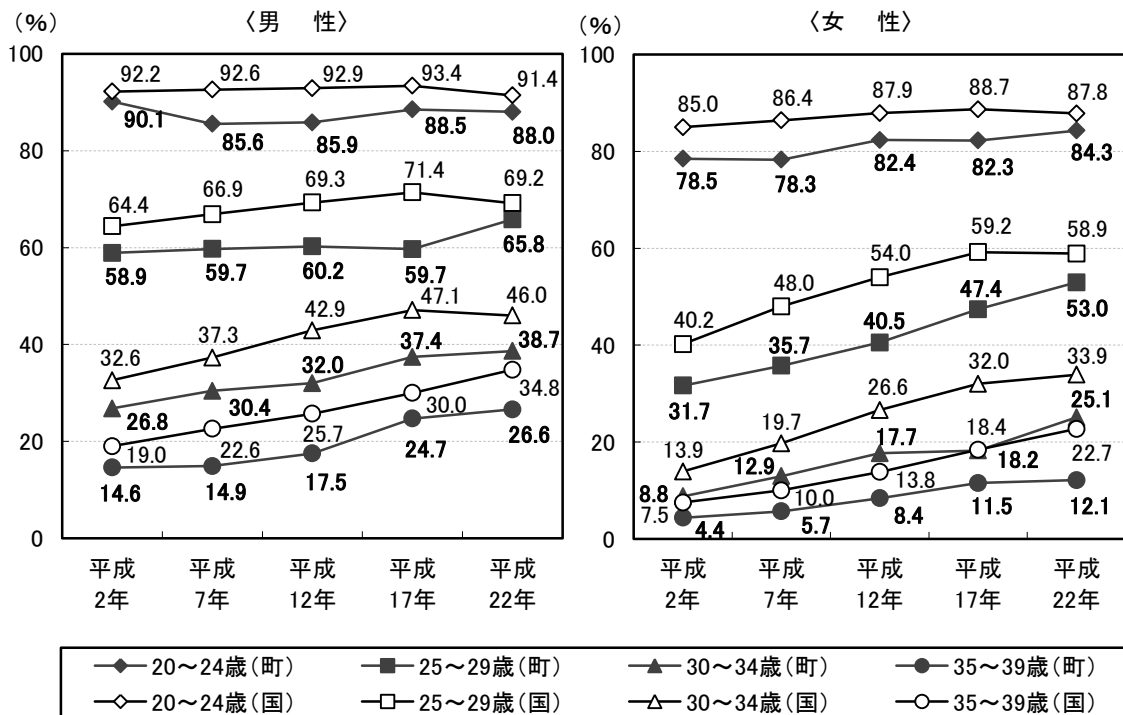


資料：国勢調査

## (3) 婚姻・離婚等の動向

### ① 性別・年齢別階級別未婚率の推移

本町の性別・年齢別階級別未婚率の推移をみると、男性、女性ともに年々増加していますが、国よりも下回っています。

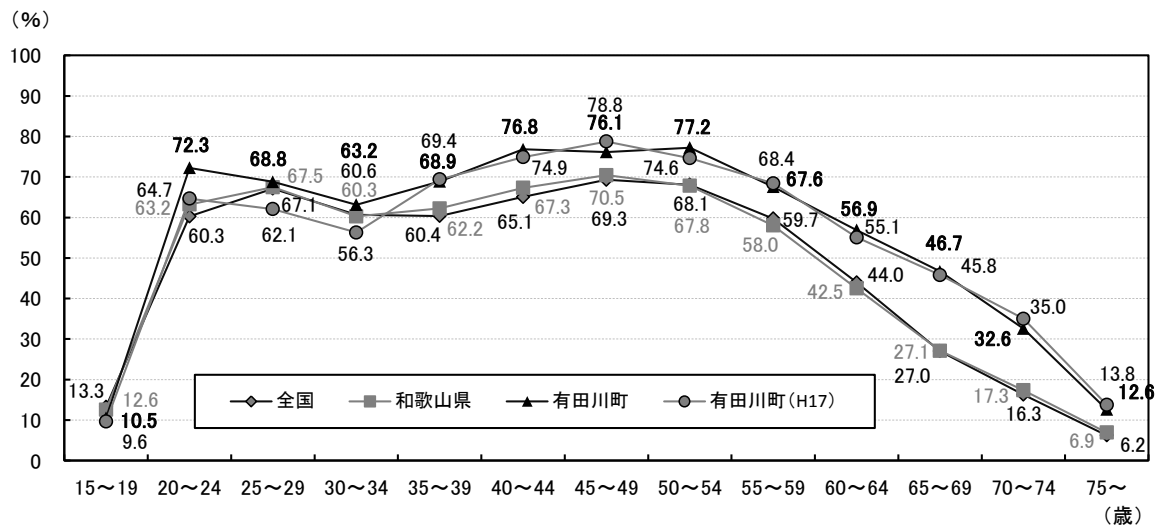


資料：国勢調査

## (4) 就労の状況

### ① 年齢5歳階級別女性の就業率の現況（平成22年）

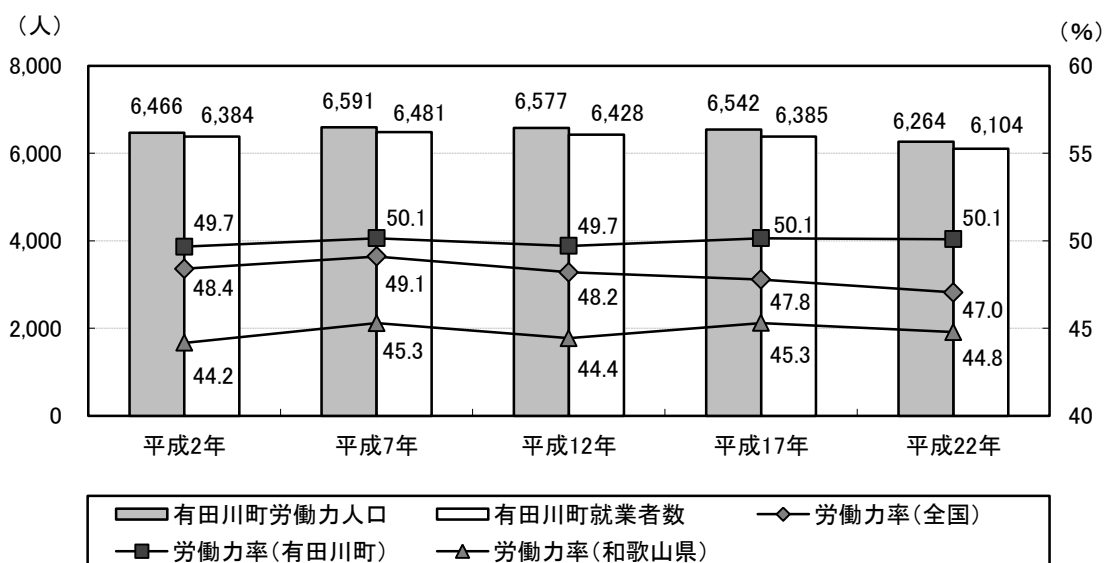
平成22年国勢調査より、年齢5歳階級別女性の就業率の現況をみると、「30～34歳」で一時的に低くなるM字型曲線を描いています。「50～54歳」で最も高くなっています。全国、和歌山県と比較すると、ほとんどすべての階級で上回っています。



資料：国勢調査

### ② 女性の労働力人口の推移

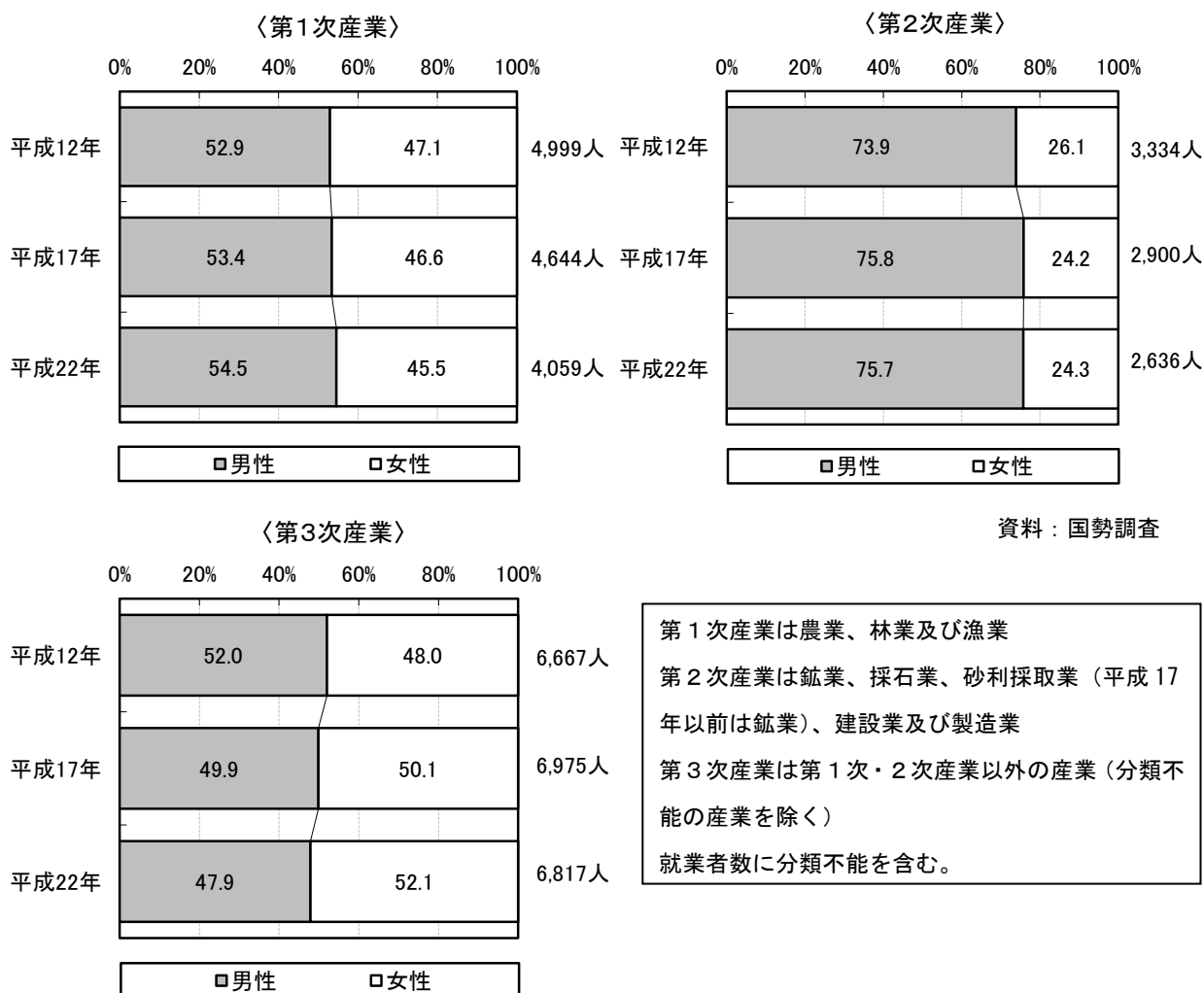
女性の労働力人口の推移をみると、本町の労働力人口および就業者数は平成7年以降、年々減少しており、平成22年には労働力人口は6,264人、就業者数は6,104人となっています。労働力率では、全国、和歌山県よりも高い割合を維持しています。



資料：国勢調査

### ③ 産業3分類別性別構成の推移

産業3分類別性別構成の推移をみると、第1次産業、第2次産業ともに「女性」の割合は減少傾向にあり、平成22年ではそれぞれ45.5%、24.3%となっています。第3次産業では、「女性」の割合が増加しており、平成22年には52.1%となっています。



		平成12年		平成17年		平成22年	
		実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)
第1次産業	総数	4,999	100.0	4,644	100.0	4,059	100.0
	男性	2,645	52.9	2,478	53.4	2,212	54.5
	女性	2,354	47.1	2,166	46.6	1,847	45.5
第2次産業	総数	3,334	100.0	2,900	100.0	2,636	100.0
	男性	2,463	73.9	2,199	75.8	1,996	75.7
	女性	871	26.1	701	24.2	640	24.3
第3次産業	総数	6,667	100.0	6,975	100.0	6,817	100.0
	男性	3,466	52.0	3,480	49.9	3,265	47.9
	女性	3,201	48.0	3,495	50.1	3,552	52.1

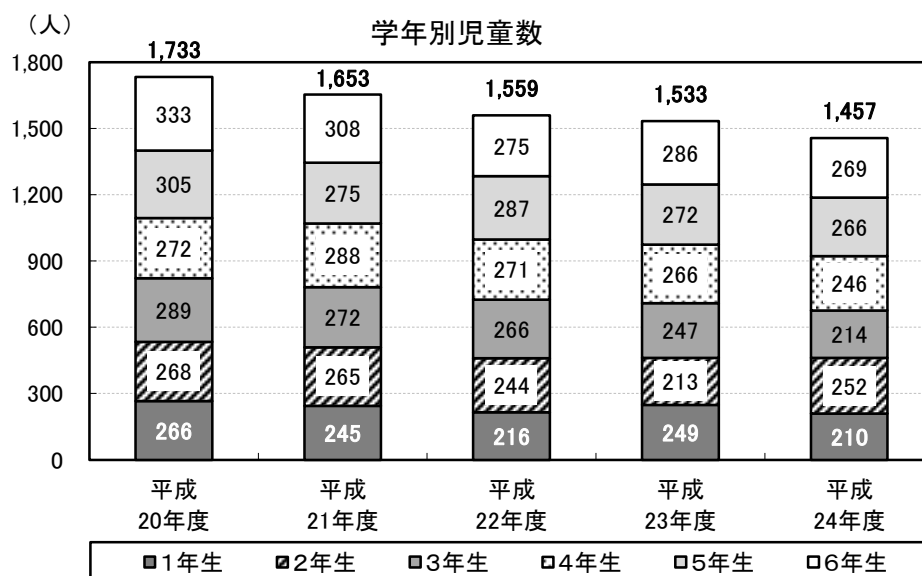
資料：国勢調査



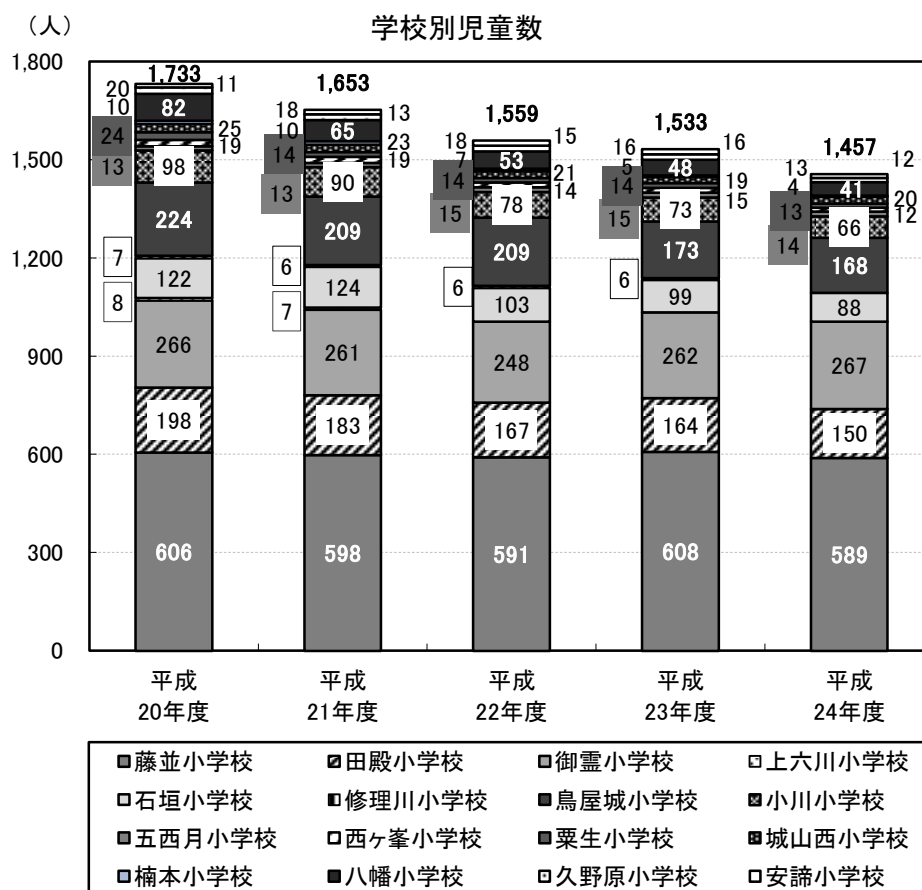
## (5) 園児・児童・生徒数の推移

### ① 小学校児童数の推移（学年別児童数、学校別児童数）

小学校児童数は、年々減少しており、平成24年度には、町内全体で1,457人と、平成20年度と比較して276人減少しています。学年別にみると、高学年の方が低学年よりも人数が多くなっています。学校別にみると、それぞれの小学校で減少しているのが現状です。



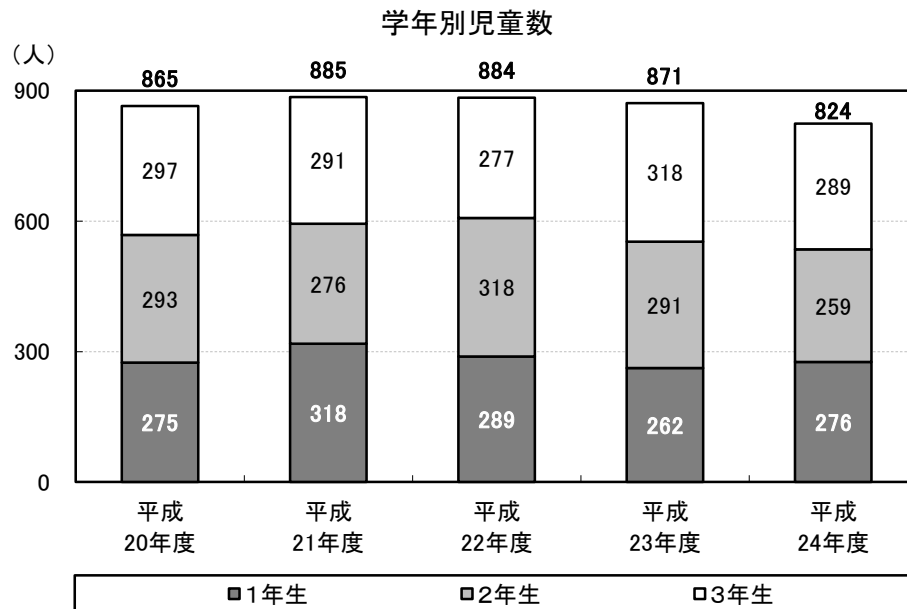
資料：有田川町



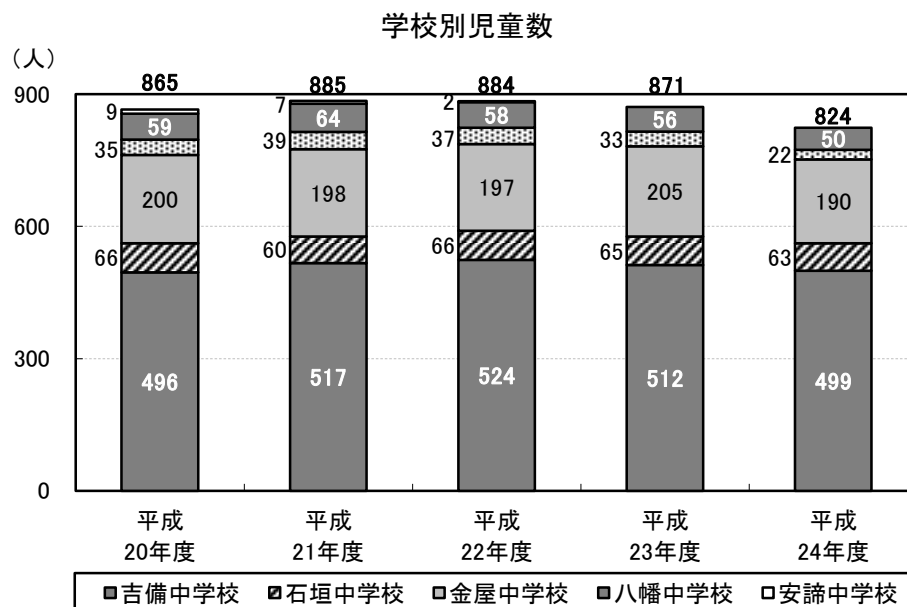
資料：有田川町

## ② 中学校生徒数の推移

中学校の生徒数を学年別にみると、平成 21 年度の 885 人をピークに減少し、平成 24 年度には 824 人となっています。学校別にみると、平成 24 年にはそれぞれの学校で前年よりも減少しています。



資料：有田川町

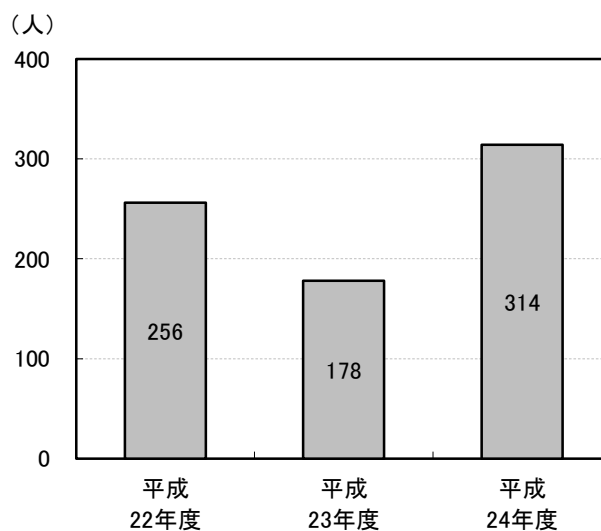


資料：有田川町

## (6) 次世代育成行動計画における事業の各年度の実績

### ① 延長保育の利用状況

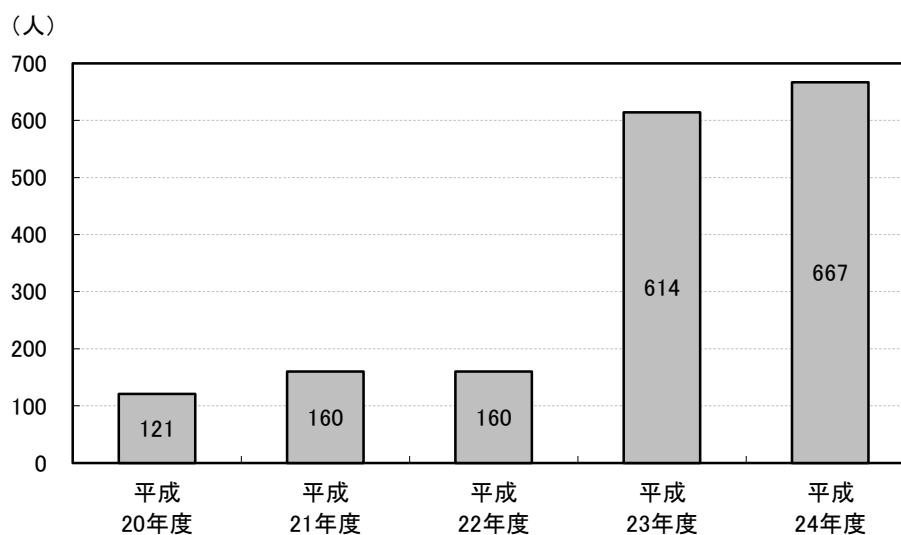
延長保育の利用状況についてみると、平成 24 年度には 314 人となっています。



資料：有田川町

### ② 一時預かり事業の利用状況（延べ人数）

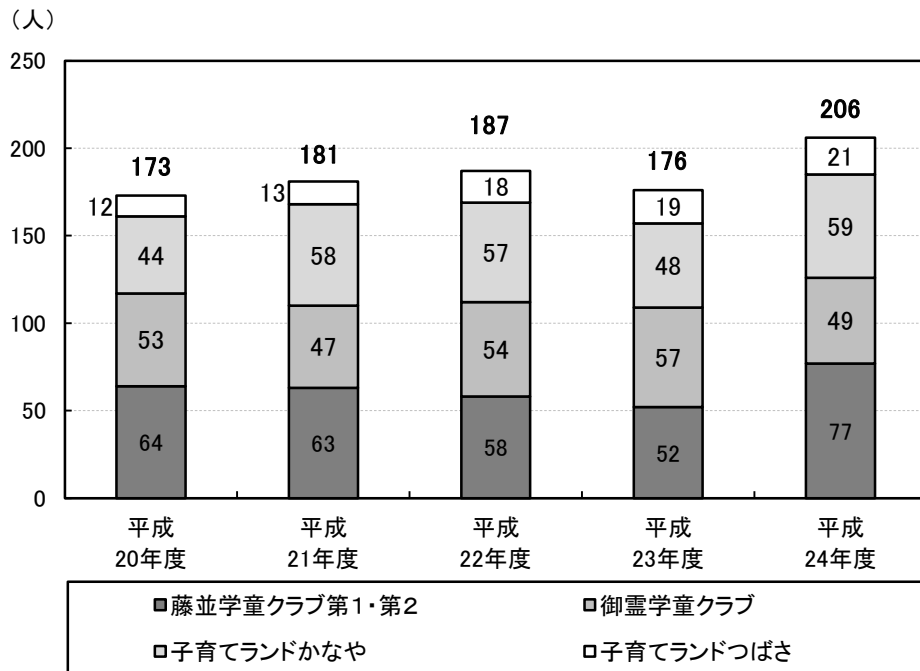
一時預かり事業の利用状況（延べ人数）をみると、平成 23 年度に前年比3倍以上となり、平成 24 年度には 667 人となっています。



資料：有田川町

### ③ 放課後児童クラブ事業利用状況

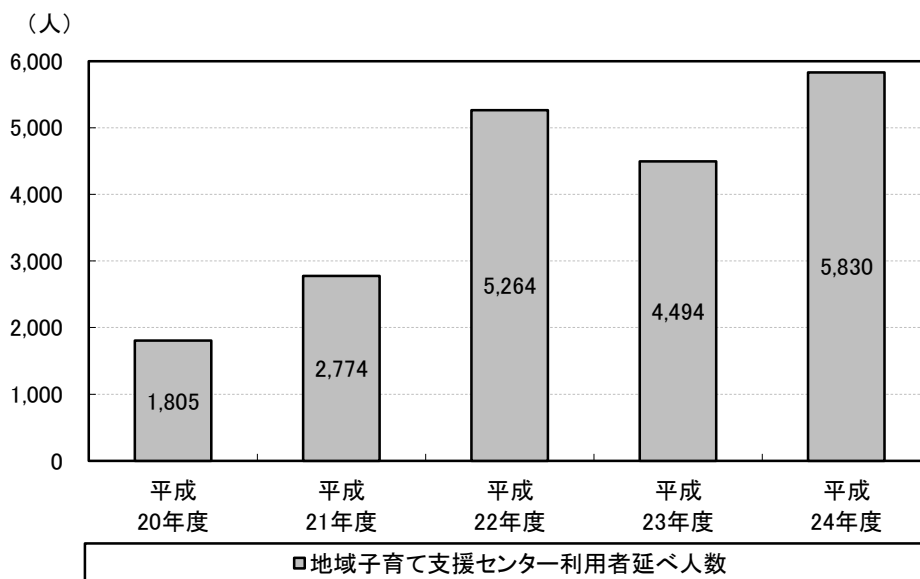
放課後児童クラブ事業利用状況についてみると、利用者の合計は平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、平成 24 年度には 206 人に増加しています。



資料：有田川町

### ④ 地域子育て支援センター利用者（延べ人数）

地域子育て支援センター利用者（延べ人数）についてみると、増減を繰り返していますが、平成 24 年度には平成 20 年度の3倍以上の 5,830 人となっています。



資料：有田川町

## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、平成 27 年度から平成 31 年度を期間とする「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや有田川町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。
調査設計	調査対象地域：有田川町全域 調査対象者：有田川町内在住の「就学前児童（0～5歳）」がいる世帯・保護者（就学前児童調査） 有田川町内在住の「小学生（6～11歳）」がいる世帯・保護者（小学生児童調査） 調査期間：平成 25 年 12 月 6 日（金）～平成 25 年 12 月 20 日（金）

調査種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	800	498	62.3%
小学生児童調査	800	572	71.5%
合計	1,600	1,070	66.9%

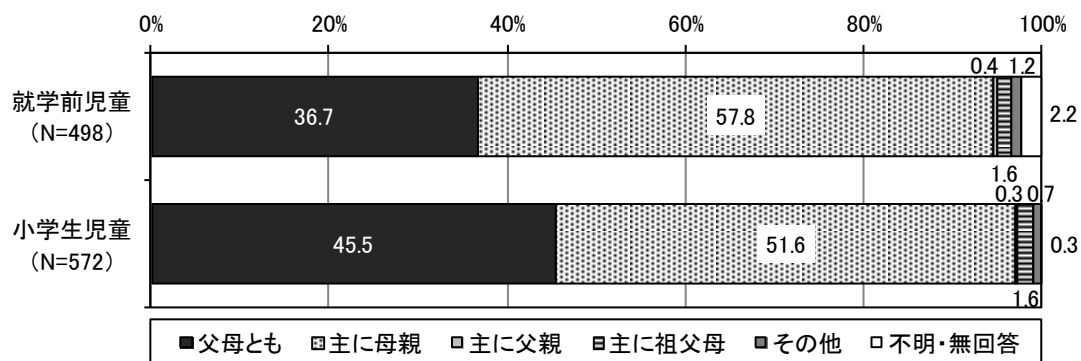
#### 【ニーズ調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

## (2) 調査結果の概要

### ① 子育てを主に行っている方<単数回答>

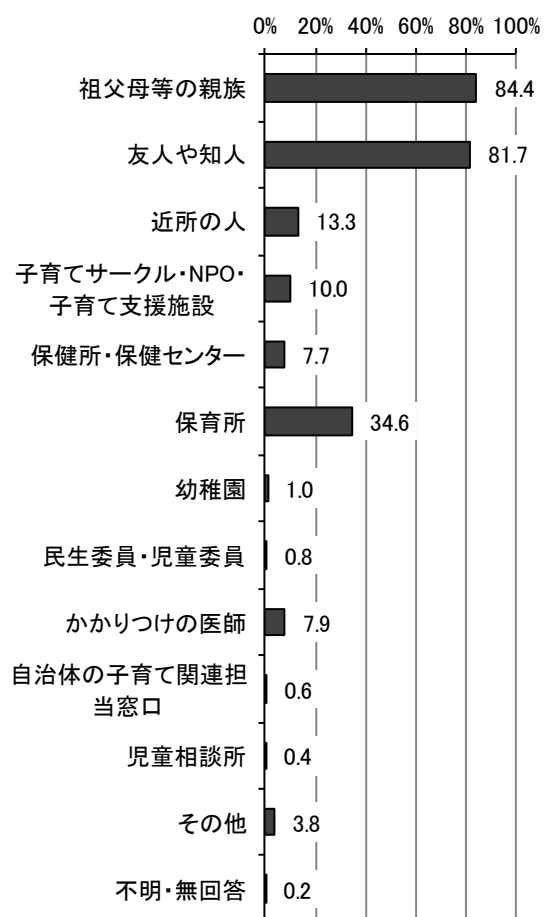
子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「主に母親」の割合が5割以上と高く、次いで「父母とも」となっています。



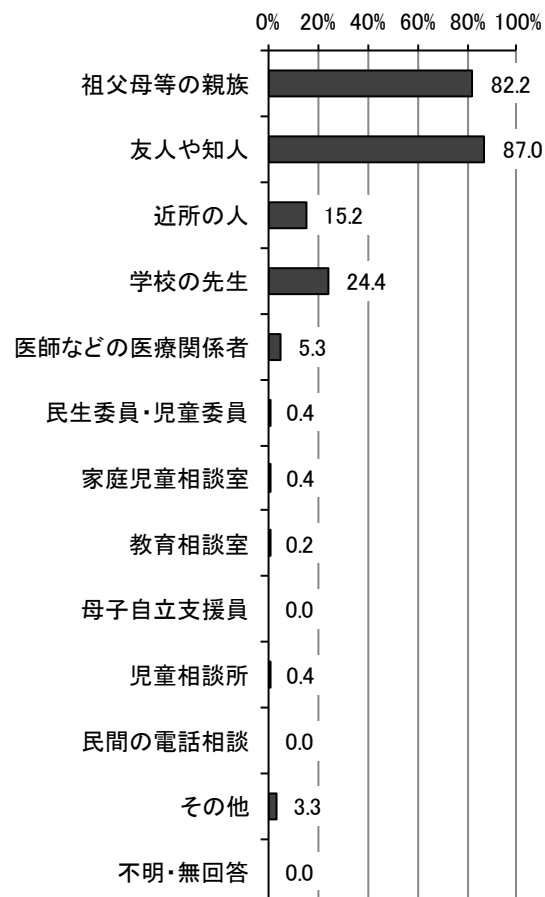
## ② 子育てに関して気軽に相談できる先<複数回答>

子育てに関して気軽に相談できる先についてみると、就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっています。特に、就学前児童のうち「子育てサークル・NPO・子育て支援施設」、「保健所・保健センター」へ相談していることがうかがえます。

就学前児童 (N=480)



小学生児童 (N=546)

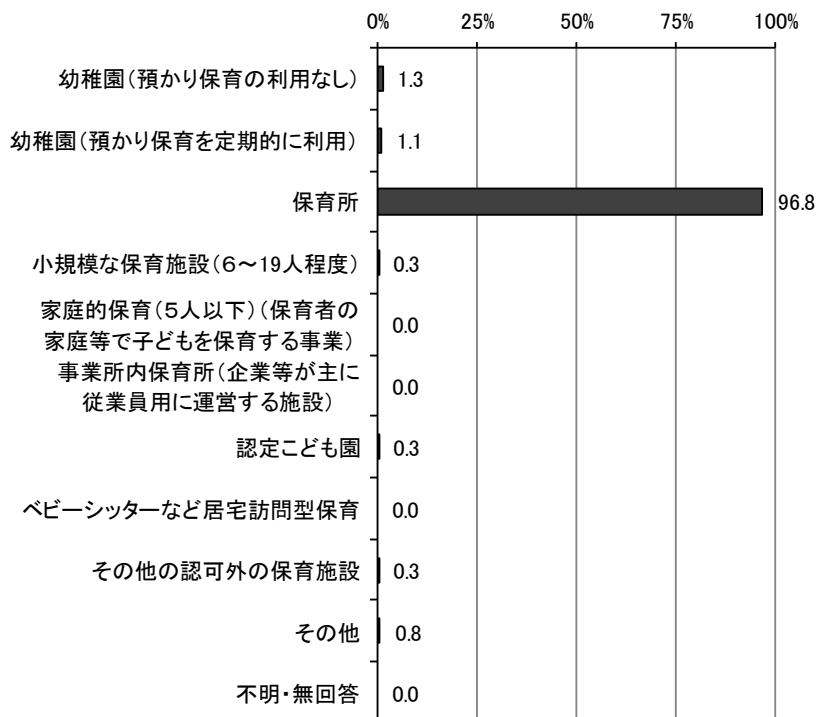


### ③ 平日に利用している事業、今後利用したい事業について〈複数回答〉

現在、平日に利用している事業と、今後利用したい事業についてみると、「保育所」が平日に利用している事業では96.8%となっている一方、今後利用したい事業では88.6%とやや下がり、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」、「小規模な保育施設」、「事業所内保育所」、「認定こども園」の割合が高くなっています。

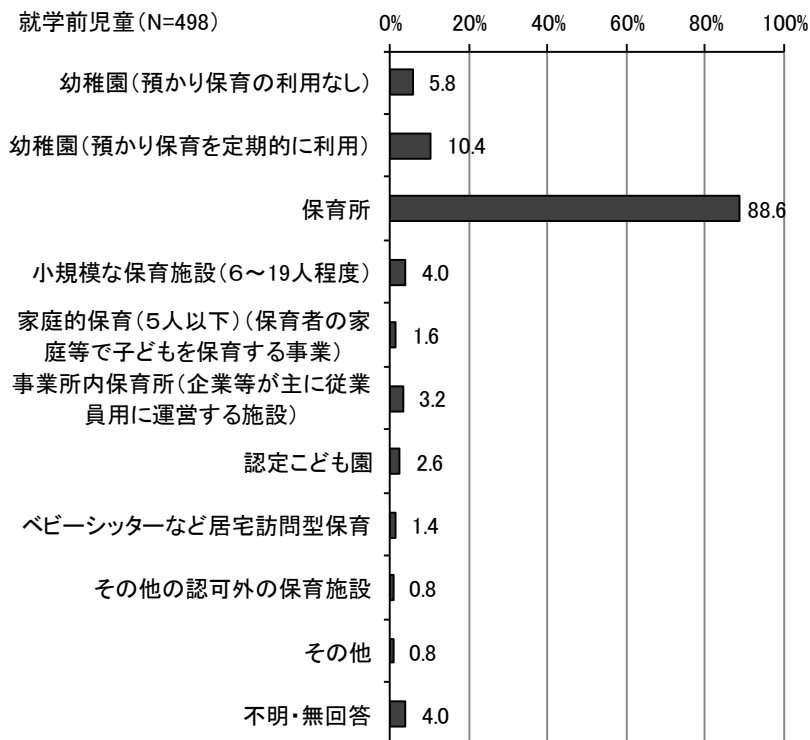
#### ○平日に利用している事業

就学前児童(N=374)



#### ○今後利用したい事業

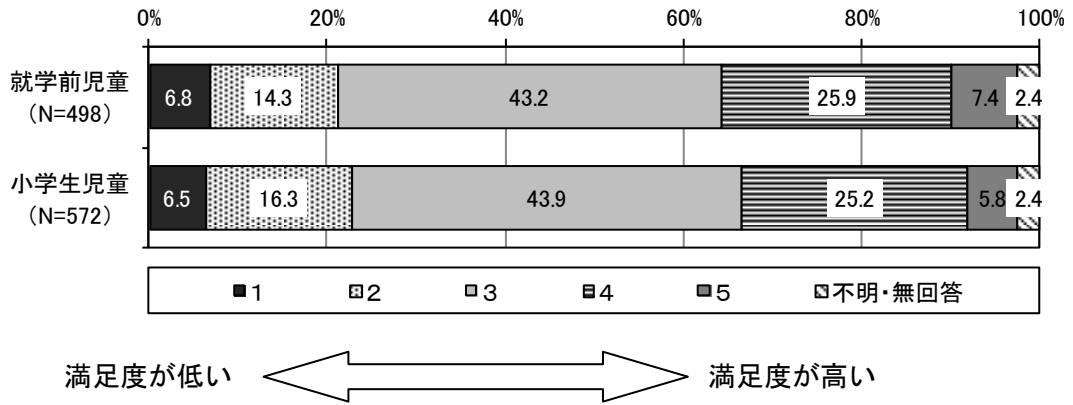
就学前児童(N=498)





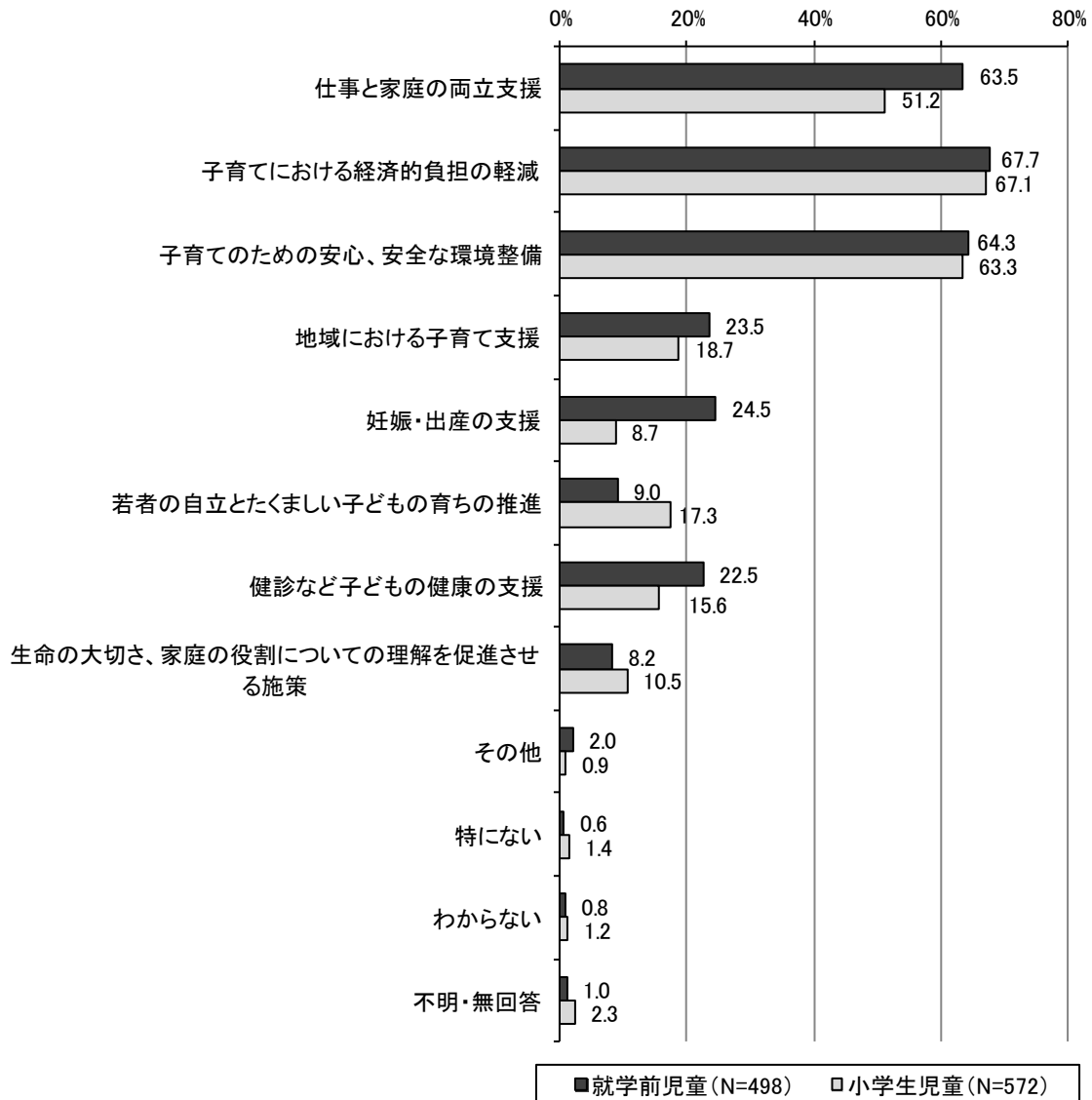
#### ④ 居住地域における子育ての環境や支援への満足度<単数回答>

居住地域における子育ての環境や支援への満足度についてみると、「3」の割合が最も高く、次いで「4」が高くなっています。



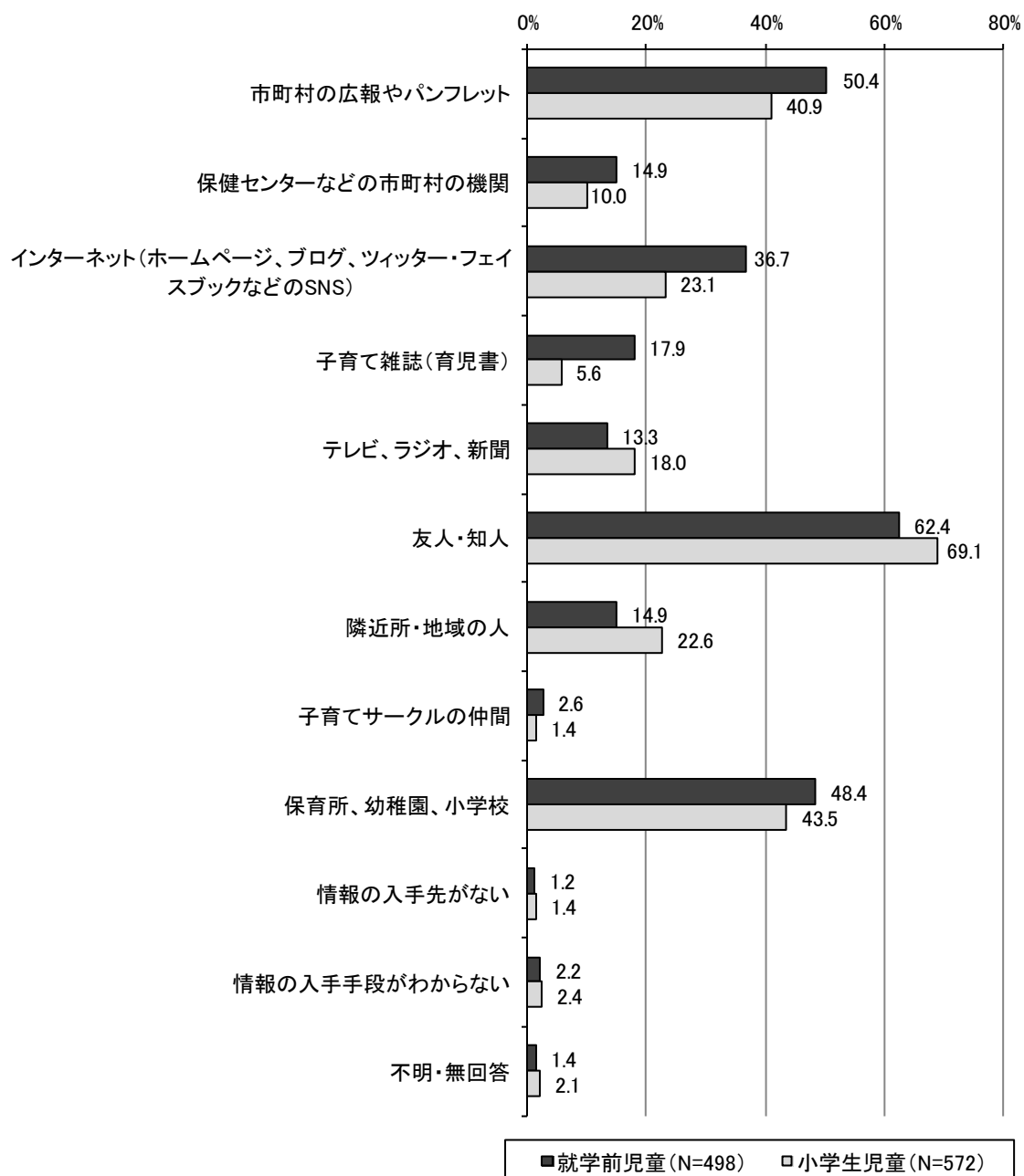
⑤ 望ましい子育て支援施策について〈複数回答〉

望ましい子育て支援施策についてみると、「仕事と家庭の両立支援」、「子育てにおける経済的負担の軽減」、「子育てのための安心、安全な環境整備」が5割以上となっています。一方で、「若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進」、「生命の大切さ、家庭の役割についての理解を促進させる施策」については、就学前児童より小学生児童の割合が高くなっています。



## ⑥ 子育てに必要な情報の入手方法<複数回答>

子育てに必要な情報の入手方法についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「友人・知人」が高い割合となっています。次いで、就学前児童では「市町村の広報やパンフレット」、小学生児童では「保育所、幼稚園、小学校」となっています。



### 3 有田川町次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

「有田川町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本目標ごとに、有田川町の計画期間中の取組における成果と課題を考察します。

#### （１）みんなで支える子育て支援のまち

##### ① 地域の子育てサービスの充実

平成 19 年 4 月に藤並保育所内で子育て支援センターを開設、利用者は年々増え、交流が盛んに行われています。子育ての悩み相談や、訪問での相談を定期的に行い、保護者の就業形態が多様化する中で、子どもの居場所づくりとして、現在は学童保育を有田川町内 6 か所で実施しています。

今後の課題として、地域に根ざした活動を行う子育てサークル、ファミリーサポートセンターの開設支援を行います。

##### ② 母子の健康の保持増進

妊婦健康診査の費用助成や、乳幼児健診での必要に応じた専門機関への紹介、乳幼児医療費の助成対象年齢の拡大を進めてきました。

現在、有田圏域には小児科開業医はありますが、救急医療に対応できる病院や入院治療ができる医療機関がなく、今後、どう対応していくかが課題となっています。

##### ③ 要支援家庭などへの自立支援の充実

ひとり親家庭の自立や、障害のある子どもやその家庭の支援制度について説明し、それぞれの事情に応じた対応を行っています。

しかし、ひとり親家庭については、生活実態の把握が難しく、担当民生委員、教育部門、福祉部門等の関係機関の連携、協力が必須となっています。障害のある子どもについては、保護者や周りの方が障害受容できにくいという問題もあり、早期の療育に繋がりにくい現状があります。

##### ④ 地域支援ネットワークの確立

地域の方々の参画を得て、放課後子ども教室や通学合宿といった子どもたちにとって安心、安全な居場所を設け、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めています。

## (2) 子育てと社会参加が両立したまち

### ① 保育サービスの充実

有田川町内では、放課後健全育成事業（学童保育）は町内6か所で運営されています。また、約800名の園児が町内の保育所に在籍しており、保護者の実情に合わせ、延長保育や一時保育などの保育サービスを実施しています。病児保育は、平成24年8月より開始し利用者が増える傾向にあります。

今後は、保護者の就労形態の多様化に対応して、各保育所開所時間の見直しや、緊急時の保育支援サービスの充実を図っていきます。

### ② 社会参加への支援

子どもを育てながら働くためには、家族の協力のほか、職場にも協力や理解が求められており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や、育児休業制度などの普及啓発、女性の就労や再就職を支援するための情報提供を行っています。

今後は、町内の全企業を対象にした企業啓発を行っていくことが課題となっています。

### ③ 男性の子育てへの参加

男性も積極的に育児に参加するという意識の啓発や、そういった環境の整備のため、男女共同参画をテーマにした講演会や講座を開催しています。今後はさらなる参加者の拡大、講演会の型式や内容の工夫の必要があります。

## (3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち

### ① 次代の親を育てる環境づくり

中学生や高校生の職業体験、中学3年生の保育の体験学習を通して、次代の親になる子どもたちの家庭における教育力の向上を図るとともに、子育て世代のゆとりある生活の支援を図っています。しかし、子育て関連の情報は、広報誌やホームページのみとなり、妊娠から学童期までに利用可能な施設や相談場所などをまとめて周知徹底できる方法を検討しています。

### ② 生活環境の整備・充実

子どもや子育て世代が、生活の中で安心して活動できるようにするため、学校や地域の方々と協議し、通学路を安全に整備し、また藤並駅前広場や駐車場の整備時には、障害者団体の方々の立ち会いのもと、バリアフリー化を行いました。

一方で、急速なスマートフォンやインターネットの普及により情報が氾濫し、ときには青少年の問題行動に繋がる場合があります。こうした有害環境に対しては、行政や青少年関係機関、団体が連携して、正しく使用方法を推進する必要があります。

### ③ 家庭教育への取り組み

子どもの成長に応じた学習や相談場所が手軽に利用できるよう、各機関との連携を強化し、家庭教育環境の充実に努めてきました。

年齢別に様々な取り組みを実施し、家族のありがたみや大切さを知る機会となっています。あわせて、保護者に向けての講演会などの活動を通して、地域全体で子育ての基礎をつくり、保護者同士の交流の中で子育ての悩みを解消しています。しかし、今後はさらに保護者の参加を拡大していくことが課題となっています。

## (4) 子どもが安全で健やかに育つまち

### ① 児童の権利擁護

子どもの生命と人権の尊重、幸福に育つ権利の擁護のために、意識の啓発、虐待やいじめを発見、防止する体制の充実に努めています。特に、虐待の予防に関しては実務者会議を定期開催し、必要に応じて対応を検討しています。平成 26 年 5 月には家庭支援相談センターを設置しています。しかし、ケアに関してはカウンセラーの配置や子育て支援センターでの相談体制は取っていますが、学校に行けない子どもたちが通える「適応指導教室」の設置には至っておらず、今後、対応の検討が必要です。

### ② 豊かな心づくり

次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく生きる力を育むことができるよう、家庭や学校、地域の連携により各種の体験学習を行うことで、多感な時期の子どもたちの心を刺激し、協調性や責任感の醸成、他校の子どもたちとの交流にも繋がっています。しかし、指導者の高年齢化が進んでおり、今後は若年指導者を育成していく必要があります。

### ③ 子どもの安全の確保

交通事故や犯罪などの被害から子どもたちを守るため、まち全体で子どもの安全に配慮した環境の整備を行っています。インターネット利用による非行や犯罪被害防止対策の推進、地域の子どもたちへの声かけ、不審者対策など通学時の安全確保、夜間パトロールの実施により、非行や被害防止に努めています。

また、防災教育、災害時要援護者名簿の周知、登録の呼びかけを進めており、今後は既に名簿登録されている方の現状把握と、情報更新の必要があります。

## 4 現状・課題のまとめと今後の方向性

### ① きめ細やかな子育て支援サービスの充実

有田川町の子どもの人数は減少傾向にありますが、子育て支援センターの利用者数は増加しています。またニーズ調査結果からは、幼稚園や小規模な保育施設、事業所内保育が今後利用したい事業として挙げられており、保護者の就労形態の多様化に対応して、各保育所の開所時間の見直しや、緊急時の保育など、今後、よりきめ細やかな子育て支援サービスを充実させていく必要があります。

### ② 地域全体で取り組む子育て環境づくり

ひとり親家庭や、障害のある子どもを持つ家庭を含め、子育てには様々な人との関わり、協力が必要です。男性が積極的に子育てに参加できる環境整備や、女性の職場復帰や仕事と子育ての両立支援のために、企業への啓発を欠かすことはできません。また、地域の子育てネットワークの確立やボランティアの育成を通して、地域社会全体で子育てに取り組み、安心、安全で活気のある環境づくりを進めていきます。

### ③ 次代に繋げる取り組み

今後、有田川町の子どもの人数は、近年の推移から減少していくと見込まれていますが、子育て環境の整備、充実、学習機会の確保により、次代の親に繋がる施策を打ち出していきます。中高校生の職業体験や保育体験などを通して、有田川町での子育ての基礎を築き、広報誌やホームページに留まらない情報提供により、子育てしやすい有田川町をアピールしていくことが重要です。





## 第3章

# 計画の基本理念と施策体系

---

## 1 計画の基本理念

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の有田川町を創る力となります。しかしながら、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくはなく、子どもを生み育てたいという個人の希望が叶うようにするためには、社会全体で支援することが強く求められています。また、幼児期の教育及び保育は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の子どもに対する教育と保育に加え、保護者に対する子育て支援も必要となっています。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。このため、有田川町の自然や文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、次の理念を掲げます。

子育てに地域みんなで取り組み、  
いつまでも住み続けたいまち 有田川町

本来、子育ては、保護者が第一義的な責任のもと、深い愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援には、保護者に代わって子育てすることではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てでき、子育てを楽しむ環境を整えることが求められます。このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

## 2 計画の基本目標

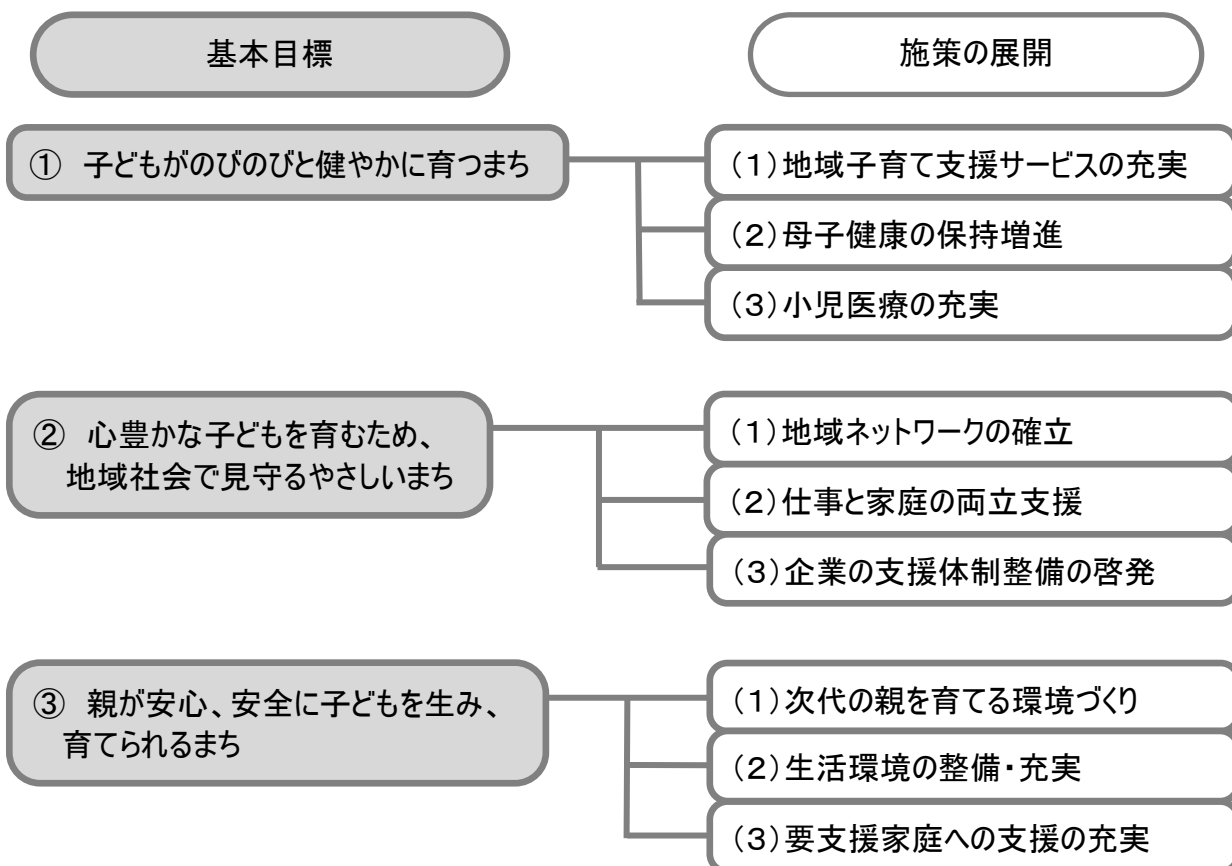
この計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- (1) 子どもがのびのびと健やかに育つまち
- (2) 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち
- (3) 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

## 3 施策体系

### 基本理念

子育てに地域みんなで取り組み、いつまでも住み続けたいまち 有田川町





## 第4章

# 施策の展開

---

# 1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

## (1) 地域子育て支援サービスの充実

普段から地域での日常の交流やコミュニティの醸成により、子どもを安心して生み育てる環境をつくり、身近な地域において子育てを支援していくシステムの確立に努めます。

子育てに関する課題を解決するため、保護者間のネットワークを強化する全町的な取り組みや、グループ・サークルの育成活動を支援します。また、地域の身近な場所に集い、子育ての悩み、心配ごとや問題に対して相談し、適切な対応ができるよう、子育て関連機関との連携による相談事業等の充実に努めるとともに、情報提供体制の充実に努めます。

一方で、幼児期における子ども同士の関わりは、心身の発達や社会性を身につける点からも非常に重要な体験となります。さらに年齢を重ねるにつれ、子どもは様々な交流や経験により大きく成長することになります。このため、コミュニティにおける「子育て力」を再認識し、子どもが育つための環境整備を図ります。

小学生の遊びの場を確保するため、学童クラブや放課後子ども教室を着実に実施・推進し、事業が一体的に連携して実施できるよう検討を進めます。また、あわせて開所時間の延長や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取り組みの推進に努めます。

今後は、多様化する保育ニーズに対応し、保育サービスのさらなる拡充、保育環境の充実に努めます。

事業名	子育て相談、情報提供体制の充実
内容	電話、訪問による子育ての悩みの相談や情報提供の充実に努めます。町の広報やホームページ等を積極的に活用するなど、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、子育てに関する負担、不安の軽減に努めます。

事業名	保育士の資質向上
内容	自己研修とともに、各種研修会への積極的な参加により保育士の資質向上を図ります。また、保育所職員の資質と専門性の向上を図り、児童一人ひとりに対し、より質の高い保育サービスの提供を行います。

事業名	放課後子ども教室
内容	小学生を対象として、地域ふれあいルームとして町内2か所で実施しており、今後も事業を通じて、子どもの放課後における居場所づくりの拡充を進めます。

## (2) 母子健康の保持増進

子どもが誕生し健やかに成長していくためには、母子の健康保持、小児医療の充実が重要です。そのため、安全で快適に妊娠から出産期を過ごすことのできる環境づくりに努めます。

これまでに実施している妊娠、周産期の教室や相談事業を引き続き実施し、保健事業計画に基づいた母子の健康づくりを促進します。また現在、学校や保育所における食に関する指導は、健康教育として極めて重要となっています。児童生徒に知識を教えるだけでなく、家庭においても望ましい食習慣の形成に結び付けられるような環境づくりを推進します。

事業名	妊婦教室
内容	妊婦同士の交流を通じて、妊娠中の過ごし方や赤ちゃんの育て方や健康について、話しあい相談することができる環境づくりの充実に努めます。

事業名	育児教室（育児サロン）
内容	子ども同士、保護者同士の友達づくりの場・情報交換の場を提供し、母子の健康づくりの促進に努めます。

事業名	乳幼児健康診査
内容	4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳児を対象に、健康診査を行います。

事業名	母子健康手帳の交付
内容	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠の届出により、母子健康手帳を交付します。

事業名	食育推進事業
内容	児童生徒が健康な生活を送るための基礎となっている食育について、教職員や保護者、地域、関係機関が一体となった取り組みを推進します。

## (3) 小児医療の充実

子どもの健康管理のため、経済的な負担の軽減とともに、普段から身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発し、広域圏を含め、充実した緊急医療体制のネットワークを強化し、安心して子育てができる体制づくりに取り組みます。

事業名	小児医療の充実
内容	子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ医づくりを様々な機会を通じて推進するとともに、有田保健医療圏における小児医療の充実を国・県に働きかけていきます。

事業名	小児医療救急体制の充実
内容	医療機関、消防署等の協力により、通報・医療体制の充実に努めます。

事業名	子ども医療費助成の充実
内容	子育て家庭を支援し、子どもの健やかな育成を図るため、医療費の自己負担額を助成します。

事業名	乳幼児医療費の助成
内容	乳幼児医療費の助成を実施し、保護者の経済的負担軽減を図ります。



## 2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち

### (1) 地域ネットワークの確立

保護者間の交流や、地域ボランティアの育成・活動支援を進め、地域コミュニティの拡充・醸成を進めます。

子育てに悩みを抱えている保護者が、相談相手や機会がないことで孤立しないよう、地域全体で子育てを進め、子どもへの見守りや声かけ、あるいは世代間の交流を促進するなど、力強い保育力・教育力を持った地域コミュニティづくりをめざします。公園をはじめ、地域の子どものたちの遊びや学習の拠点整備などを進めるとともに、スポーツ活動などを通して子どもの健全育成のための組織の連携強化を図ります。

あわせて、子どもの時から健康的な生活習慣を身につけるため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止など、学校・家庭・地域等が一体となって健全な子どもの育成への取り組みを推進します。

事業名	児童のふれあい・交流の促進
内容	地域ぐるみの交流活動や家庭教育の充実を図り、健全な子どもの育成をめざします。

事業名	地域における見守りの強化
内容	子どもの安全を確保するため、地域における見守りを強化し、あいさつ運動とあわせて青少年の非行・犯罪被害の防止を推進します。また、「子どもを守る日」には子どもサポーターや少年センター、区長会、消防団等の関係機関等により、小中高校生の登校時に通学路へ立って、通学の安全確保に努めます。

事業名	きしゅう君の家、ネットきしゅう君による地域における犯罪防止対策の徹底
内容	いつでも子どもが助けを求められるように、さらに「きしゅう君の家」の協力者の拡充を図るとともに、巡回を拡大します。また、きしゅう君の防犯メールなどにより、不審者等の情報の周知に努め、注意の喚起と犯罪の予防に努めます。

事業名	きのくに共育コミュニティ推進事業
内容	吉備中を中心に町内1か所で事業を実施しています。中学校区を1つのコミュニティ単位とし、コミュニティ内の学校・家庭・地域社会が子どもの教育の課題などを共有し、連携を図りながら解決に取り組む中で、大人も子どもも、ともに育ち、育てあい、地域のつながりを再構築していく環境づくりを進めます。

## (2) 仕事と家庭の両立支援

子どもを育てながら就業するためには、家族で家事や育児を分担し、協力することが重要です。また、結婚・妊娠・出産に関する希望を実現するため、ライフステージの各段階に応じて切れ目のない支援の推進に努め、有田川町の実情に応じたニーズへの対応を検討します。

男女共同参画の視点から、子育てにおいても男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。特に、父親の子育てへの関わりを深めるため、各種行事、催しなどへの父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担を通じて、家族との協力により、子どもを育てる意識の拡大を図ります。

事業名	男女共同参画の推進
内容	男女共同参画の推進を図り、講座の開催や広報の充実に努めます。

事業名	父親の育児参加の啓発
内容	父親が参加しやすい催事の企画や、父親のための子育て教室を行うなど、父親が子育てに参加しやすい環境の整備を図ります。

## (3) 企業の支援体制整備の啓発

仕事と子育ての両立のためには、職場に子育てに配慮した労働条件や制度があるといった事業者の協力や理解が求められます。このため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発や、育児休業制度などの導入・活用の促進、労働時間等の雇用条件の改善等を、事業主へ要請していきます。

また一方で、子育て後の女性に対して、求人情報の提供や再雇用を進めるための支援に努めます。さらに、育児休業の取得を推進していくため、町内事業者に対する働きかけを行うとともに、家庭や地域においても働き方や子育てのあり方に対して正しい理解を深めるための意識啓発を図っていきます。

事業名	育児休業制度の定着啓発
内容	男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、育児休暇が取得しやすい職場環境の整備や、男女の区別のない育児休業制度導入に向けた普及啓発を行います。

### 3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

#### (1) 次代の親を育てる環境づくり

子育てに関する各種講座等の開催により学習機会を充実させ、家庭における教育力の向上や子育て世代のゆとりある生活の支援を図ります。また、子育て家庭の心豊かな生活を支援するため、子育て世代が必要とする情報提供や学習機会を拡充します。

次代の親となる児童・生徒に対しては、子どもを生み育てる喜びを教え、あらゆる学習の場を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育むような取り組みを進めます。

事業名	子育て支援関連情報のPR
内容	広報紙などを通じて、子育て支援情報を提供し、周知を図ります。

事業名	体験学習と交流の推進
内容	中学生、高校生による保育所や幼稚園などでの体験学習を通じて、小さな子どもとのふれあいを推進します。

事業名	人権啓発・人権相談
内容	子どもをはじめ、すべての人権の啓発に取り組みます。また、人権擁護委員による相談体制の充実を図ります。各学校においては、教育活動全般を通じて人権・道徳教育を推進していきます。

事業名	要保護児童地域対策協議会の充実
内容	警察、消防、教育、福祉、医療、保健などの関係機関で要保護児童地域対策協議会を形成し、児童虐待防止に努めます。

事業名	教職員の資質向上
内容	自己研修とともに、各種研修への積極的な参加により、教職員等の資質向上を図ります。

事業名	各種体験教室
内容	学校外での集団生活を経験することにより、協調性や責任感を養うことを目的に実施します。

## (2) 生活環境の整備・充実

子どもや子育て世代が、生活の中で安心して活動できるための環境を整えることは、とても重要です。そのため、子どもや子ども連れ、ベビーカーなどにも配慮した生活環境の整備を図り、歩道の段差解消や公共施設等のバリアフリー化に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。また、子どもの教育に必要な自然環境の保全にも取り組みます。

地域の歴史などの文化環境とスポーツレクリエーション活動を活発化させるため、また、交通事故や犯罪などの被害から子どもたちを守り、安全を確保するため、地域の指導者のみならずまち全体で協力し、子どもの安全に配慮した環境の整備に努めます。

事業名	「絵本 de わっしょい！」の実施
内容	絵本作成教室の実施、絵本の朗読ライブを実施するなど、絵本を媒介に様々な角度からのイベントを企画・実施することにより、子どもだけでなく、それを取り巻く大人をも含めて、本を介してやさしく文化的なまちづくりをめざします。

事業名	各種スポーツ教室の実施
内容	スポーツをする機会を提供し、体力の向上とスポーツ振興を図ります。また、保護者の地域交流の機会の提供、意識の向上を図ります。

事業名	文化芸術活動の推進
内容	各学校やきびドーム、有田川町地域交流センター【ALEC（アレック）】において、文化芸術活動の推進を図ります。また、青少年向けにきびドームやALECの活用策を検討し、文化芸術事業の推進を図ります。

事業名	交通安全意識の高揚
内容	交通安全教室などの実施により、交通安全教育の徹底に努めていきます。特に、自転車の乗り方を重点課題として取り組み、指導・啓発に努めます。

事業名	出産祝金交付事業
内容	第3子以降の出産に対して出産祝金を交付します。

事業名	幼稚園就園奨励事業
内容	幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減することにより、幼稚園教育の振興を図ります。

事業名	児童手当
内容	家庭教育の安定と、次代を担う児童の健全育成等を図るため、出生から中学校終了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します。

### (3) 要支援家庭への支援の充実

ひとり親家庭においては、生活、養育、就労などにおいて問題を抱えているケースもみられ、自立のための支援を進めていく必要があります。相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などの充実に努めています。

障害のある子どもについては、保育所等における受け入れ体制の整備を継続し、地域の中できとにいきいきと生活できる体制づくりをめざします。心身に障害のある乳幼児の健全な発達を促すため、早期療養体制の充実に努めるとともに、障害のある子どもが地域で障害のない子どもとともに保育・教育が受けられるよう、関係機関の連携の強化を図り、また、特別児童扶養手当などにより、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

事業名	保育料減免制度（ひとり親・在宅障害児）
内容	ひとり親世帯や在宅障害児のいる世帯で、前年の所得税が非課税の世帯である場合、申請により保育料の減免を行います。

事業名	児童扶養手当
内容	18歳までの児童を監護している養育者に対して手当を支給します。

事業名	ひとり親家庭日常生活支援事業
内容	ひとり親家庭に対し、一時的な介護、保育サービスのため家庭生活支援員を派遣します。

事業名	母子家庭自立支援給付金
内容	講座の受講などが就職や雇用の安定のために認められた場合について、自立支援教育訓練給付金を支給します。

事業名	ひとり親家庭医療費助成
内容	18歳までの子どもを扶養する母子または父子家庭に対し、医療費の自己負担分の助成を行います。

事業名	母子寡婦福祉資金の交付
内容	母子の経済的な自立や、児童の就学のため、資金の貸付や償還に対して相談に応じます。

事業名	特別児童扶養手当
内容	20歳未満で、身体・知的・精神に中程度以上の障害がある児童を監護している者に支給を行います。

事業名	障害児保育事業、障害児短期入所
内容	集団保育が可能な障害のある子どもを、保育所において保育します。また、障害児の短期入所に関する相談、希望施設への連絡調整を行います。

事業名	就学奨励事業
内容	経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、援助を行います。特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の普及、奨励を図ります。

## 第5章

# 量の見込み

---

# 1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

## 【子ども・子育て関連3法の趣旨】

○保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

## 【子ども・子育て関連3法の主なポイント】

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

- ・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。

○基礎自治体が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。

○社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。

○政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備する。

○子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして設置。市町村等の設置は努力義務とされている。



## 2 教育・保育提供区域

有田川町は、平成 18 年 1 月 1 日、吉備町・金屋町・清水町が新設合併して誕生しました。そのため、子ども・子育てをめぐる事業計画については、有田川町全体で取り組んでいくことが重要です。本計画における教育・保育の提供区域については有田川町全域を一つとし、あわせて、地域の事情に応じた柔軟な対応ができる体制を構築します。

## 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### (1) 教育・保育の必要量の認定

新制度では、3つの区分認定に応じて、幼稚園や保育所などの施設等の利用先が決まってきます。利用を希望する場合は、認定を受ける必要があります。認定区分、利用施設については以下ようになります。

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども （第19条第1項第1号）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） （第19条第1項第2号）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） （第19条第1項第3号）	保育所 認定こども園 小規模保育等

## (2) 教育・保育の量の見込み

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
		 1号			
		 2号			
	 3号				

(単位：人)

	平成 25 年度 (実績)			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	635	204	10	535	375	9	521	370
②確保 の内容 認定こども園、幼 稚園、保育園 (教育・保育施設)	0	635	204	10	535	375	9	521	370
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込み (必要利用定員総数)	9	497	363	9	511	357	9	503	350
②確保 の内容 認定こども園、幼 稚園、保育園 (教育・保育施設)	9	497	363	9	511	357	9	503	350
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### <提供体制・確保方策の考え方>

○有田川町では、平成 26 年度現在、待機児童は 0 人となっており、今後も見込み量に対する確保量は満たしています。しかしながら、1 号認定のニーズ、今後の出生率と人口の偏りを考慮し、統合や機構の抜本的改革も視野に入れながら、近隣の市町と連携してニーズに対応していきます。


○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### ① 時間外保育事業

有田川町では延長保育事業として、通常の保育時間の前後に、保育時間を延長して保育を行っています。

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
					

(単位：人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	314 (3か所)	361	353	342	344	338
②確保の内容	314 (3か所)	361	353	342	344	338
②-①	0	0	0	0	0	0

#### <提供体制・確保方策の考え方>

○延長保育事業については、平成 25 年度実績及び今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとし、現在の体制をより充実させていきます。

## ② 放課後児童健全育成事業

有田川町では学童クラブとして、放課後、保護者が仕事等により家庭にいない児童を預かる事業を行っています。平成 26 年度には1か所増え、町内6か所で実施しています。今後も事業の推進により、子どもの居場所づくりを進めていきます。

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
			←	→	

(単位：人)

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	低学年	177	231	237	243	230	223
	高学年	(6か所)	172	163	165	157	161
②確保の 内容	低学年	177	231	237	243	230	223
	高学年	(6か所)	172	163	165	157	161
②-①	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○学童クラブは平成 26 年度現在、有田川町内6か所にあり、平成 25 年度の実績では十分に対応できています。しかし、スポットでの利用ニーズが高い傾向にあり、今後はニーズを踏まえ、検討を進めます。

## ③ 子育て短期支援事業

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
←					→

(単位：人日)

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み		0	3	3	3	3	3
②確保の 内容		0	0	0	0	0	0
②-①		0	3	3	3	3	3

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○現在、有田川町内に対応する施設はありませんが、県内の施設との契約を継続し、ニーズに即応する体制を維持していきます。

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターを、藤並保育所内に設置しています。育児相談やあそびのひろば、ほっとルーム（室内開放）、園庭開放、にこにこひろば、絵本の貸し出しといった活動、支援センターだよりの発行を通じて、町内在住の0歳から就学前までの子どもとその保護者への子育てのお手伝いを行っています。

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
←—————→					

（単位：人回）

	平成25年度 （実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の 見込み	5,830 （センター型 1か所）	15,156	14,916	14,688	14,412	14,148
②確保の 内容	5,830 （センター型 1か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### <提供体制・確保方策の考え方>

○子育て支援センターは現在、藤並保育所内の1か所に対応しています。しかし、利用者数は増加傾向にあり、今後、ニーズに対応できるよう施設の移設を含め、検討していきます。

### ⑤ 一時預かり事業

保護者の病気や急な用事等の理由で、家庭で子どもを保育できない場合、一時的に預かって保育を行います。

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
←—————→					

(単位：人日)

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の 見込み	幼稚園での 預かり保育	667	117	114	109	112	110
	一時預かり	(2か所)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保の 内容	幼稚園での 預かり保育	667	117	114	109	112	110
	一時預かり	(2か所)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①	幼稚園での 預かり保育	0	0	0	0	0	0
	一時預かり	0	0	0	0	0	0

#### <提供体制・確保方策の考え方>

○現在、有田川町内2か所の保育園で一時預かり事業を行い、受け入れる体制となっています。  
 今後、一時預かりに対応してくれる保育士を確保し、保育所ごとのニーズにきめ細やかに対応できるよう検討を進めます。

## ⑥ 病児保育事業

平成 24 年度から、有田郡 3 町（有田川町、湯浅町、広川町）の補助を受け、平山こどもクリニックに併設して病児保育室「こぐまクラブ」が開設されました。保護者の就労や傷病、冠婚葬祭等の理由によって家庭での保育が困難な場合に、急性期から回復期にあたり入院を必要としない程度の病状の生後 6 か月から小学 3 年生までの子どもを一時的に保育します。

対象児童年齢					
0 歳	1・2 歳	3～5 歳	1～3 年生	4～6 年生	中学生以上
←————→					

(単位：人日)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	439	945	925	896	900	885
②確保の内容	439	945	925	896	900	885
②-①	0	0	0	0	0	0

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○病児保育室「こぐまクラブ」が設置されています。平成 26 年度現在、提供体制は整っており、今後、より充実したきめ細やかな対応を行っていきます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

対象児童年齢					
0歳	1・2歳	3～5歳	1～3年生	4～6年生	中学生以上
					

（単位：人日）

		平成25年度 （実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0
②確保 の内容	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0

＜提供体制・確保方策の考え方＞

○現在実施しておらず、ニーズ調査からも利用希望がなかったため量の見込みは0となっていますが、保護者のニーズに対応できるよう、今後の提供体制については検討していきます。

⑧ 妊婦健診事業

（単位：人）

		平成25年度 （実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		183	274	264	256	250	243
②確保の内容		183	274	264	256	250	243
②-①		0	0	0	0	0	0

＜提供体制・確保方策の考え方＞

○平成25年度現在、対象者すべてに声かけを実施しており、提供体制は十分に確保できている状況です。今後も妊婦健診の啓発に努めていきます。



## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃん訪問として、母子健康推進員や保健師が訪問し、健康相談や育児相談を行っています。

(単位：人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	170	158	153	148	144	141
②確保の内容	170	158	153	148	144	141
②-①	0	0	0	0	0	0

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○平成 25 年度現在、対象者全てに声かけを行っており、提供体制は十分に確保できています。

## ⑩-1 養育支援訪問事業

(単位：人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○平成 25 年度まで未実施の状況ですが、関係機関との連携に努め、今後のニーズに対応して検討していきます。

## ⑩-2 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化するための取り組みやケース記録や進行管理台帳の電子化などを通じて、ネットワーク関係機関の連携を強化する取り組みなどに対する支援を行うものです。

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。

## ⑪ 利用者支援事業（新規）

（単位：か所）

	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○子ども・子育て支援事業計画における新規事業です。

○関係機関との連携に努め、ニーズに対応して整備の検討を進めていきます。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格をもとに、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては、保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

本事業はこの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

## ⑬ 多様な主体の参入促進事業（新規）

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施するものです。

### 〈提供体制・確保方策の考え方〉

○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進

### 【国の考え方】

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携

有田川町では、幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備や検討を進め、保護者及び子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めていきます。

新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の人材交流を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。



## 第6章

# 計画推進に向けて

---

## 1 推進体制の考え方

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画について住民へ広く周知するとともに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の確立によって、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

### （１）推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### （２）情報提供・周知

有田川町ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて個別に相談を受け付ける等、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設、サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成、配布等を通じて、広く周知・啓発に努めます。

### （３）広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障害のある子どもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、努めていきます。

### （４）計画の評価・確認

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。